

I 事業概要

(一財) 静岡県青少年会館 令和6年度事業報告書

1 静岡県青少年会館の管理運営に関する事業

(1) 会議室の利用状況

青少年及び団体活動、一般県民の学習や研修の場として会議室等を提供すると共に、会議室の衛生管理と新規利用者の拡大に努めたものの、前年度よりもの利用者人数等が低下した。要因としては、青少年会館の継続が困難であるという報道に合わせ、施設設備の老朽化など利用者のニーズを満足できる状態に保てなかったことなどの問題があげられるだろう。合わせて、様々な団体活動や企業研修等においてインターネットを利用することが多くなったことも考えられる。コロナ以降人々が集合する形態から移行していることは、いずれの場でも明らかである。

これに伴い、利用者の予約等がない場合には引き続き開館時間の短縮等経費の削減に努めるなどの会館の維持継続に努力すると共に、人々が集う場の必要性和重要性や、青少年活動の拠点としての灯を消してはならないことを関係者一同に訴えてきた。

しかしながら、関係団体はもとより、支援いただいた方々と共に運動を続けてきたが、その運動も実ることなく、それまでの無償貸し付けを有償とする静岡県の考えは崩れず、さらにはその期間も一年限りという強い姿勢に対応せざるを得なければならないばかりか、施設借料の支払い等運営費用の莫大な経費増により、これまで手を付けることのなかった基本財産の取崩しをやむなく行うこととなった。それは、青少年の活動の金字塔でもある館を手放してはいけないという思いに加え、今後の青少年活動を模索する中で、新たな使命を果たすべき拠点の在り方とこれまでの実績を踏まえた足掛かりをなくしてはならないという、気概のある方々の切なる願いであった。結果として、残念ながら47年続いた青少年会館にひとまず幕を引き、新たな拠点づくりに取り掛かることとなった。

青少年会館の最後の年における会議室の利用状況は、下表及び別表に示したとおりであった。

区 分	貸会議室利用回数	貸会議室利用率	利用人員
本年度	637室	6.2%	12,911人
前年度	1,013室	9.9%	17,604人
増 減	-376室	-3.7pt	-4,693人

前年度に比べ利用回数、利用率、利用人員共に減少している。利用者層では、青少年団体は会議や活動を行えなかったことと、閉館の雰囲気は漂う中では、新規利用も数件となっており従来の状況を取り戻すまでには至っていない。

全体では、青少年団体の利用回数が6割、一般利用が4割となっており、青少年団体等の利用が主体となっている状況に変化はなかった。

(2) 活動拠点の継続活動

前年度に引き続き青少年団体と一丸となって、自分たちの会館は自ら維持運営しているという自覚を深め、連携事業の拡充を図り活動拠点の存続に取り組んで来た。これまでの活動意識の転換と青少年育成(公益事業)における団体の役割を地域から掘り起こす取組みを推進してきた。しかしながら、会館の存続については関係県議等の支援を受けながらも静岡県行政の姿勢は固く、年度当初においては貸付そのものを打ち切るとの意思を強めていた。その後の交渉の結果、有償にてさらに一年の期限

で貸し付けるものとなったが、県の貸付基準に合わせた賃貸料は高額で減免申請もおいそれとは受け入れられなかったが、粘り強い交渉の結果賃貸料を半額としながらも、必要な修繕費用は支払わないことで了承するしかないと判断し更新契約となった。

これは、今後の青少年活動の拠点づくりのためには、ここでその灯を消してはならないという切なる願いであった。青少年センター構想にある時代を見据えた活動の必要性和、様々な課題に取り組む支援団体との連携強化を背景とした育成施策の樹立が使命であるとの判断から、その具体的センターの構築に向け関係機関や支援者との協議を行う中で基盤となる案の検討を始めている。

また、現状では一気にセンター案を進行することができにくいことから、財団構成団体が一堂に会する拠点づくりと支援団体を誘致できるスペースを保有する施設の検討を重ね、静岡市内に移転することを決定した。会議室等を失うことでこれまでどおりの事業を行うことが難しい状況ではあるが、継続的な組織運営を含め連携事業の兆しもあり、今後の活動の在り方を模索している時期である。

（３）施設・設備及び運営

会館の施設や設備は老朽化が進み、いたる箇所に不具合が出ていたが、その整備に要する費用は高額な貸付料の追加もあっておいそれとは修繕できない事態であった。しかし、利用者の利用を図るために関係団体やＯＢらの手助けもあって、施設、備品の修繕、花壇等の環境美化に努めると共に、清掃及び消毒等を行い、感染防止対策など安全等に配慮した運営をすることはできた。

また、利用する青少年団体の子供たちやリーダー等により館内の清掃等の奉仕を受けており、自分たちの会館は自分たちで守ろうとする意識に助けられている。

（４）移転・入居団体の動向

青少年会館の閉館に伴い、財団や入居団体の移転先については、それぞれの団体の意向を聞く中で共に検討してきたが、残念ながら全ての団体の希望に叶う施設を見出すことができず大変申し訳ないと思っている。ボーイスカウトは事業実施時期の問題もあり早期に自ら予定した先に移転し、野球連盟は関係施設内に有償借受ができたほか、ボーイスカウト静岡２６団は、自宅や貸倉庫を当面の仮宿としたが、どの団体も事務所機能や活動場所をなくしてしまったことは大きな痛手であるという。その他ガールスカウト・青年団・子ども会は、財団の仮受けた民間のビルへ移転することとなった。

また、継続的に利用していただいた企業や団体からは、青少年会館と同等の施設の紹介を求められたが、それまで築いてきた信頼関係もあって、要望に応えるような施設を紹介できなかったことは残念に思っている。

年度末間際まで静岡県との交渉を重ねてきたこともあって、移転先やその時期を決定するまでに時間的な余裕を設けられなかったことは反省すべき点であり、関係団体へ迷惑をかけることとなったことはお詫びするところである。さらには、貸付契約終了後に移転機関の猶予を求めたところ、静岡県はその間も月割りで賃借料月額５０万円程度を支払うことを要求してきた。流石に青少年会館の機能をなくしている建物に賃借料を求めてくることは想像すらしていなかった。それでも４７年間利用してきた施設には、相当の活動資材や資料等が山積していてこれらを整理処分して明け渡さなければならず、その費用も相当な経費が掛かるところから関係団体や支援者の協力を得て、経費の削減をはかると共に、令和７年３月３０日・３１日には関係者百余名が集い閉館セレモニーを挙行し、一つの歴史と関わる一人ひとりの想いに心を寄せながら青少年会館の幕を引くこととなった。

2 青少年団体及び青少年の健全育成に関する事業

(Ⅰ) 青少年団体特別育成事業

目 的 青少年の健全育成にあたる団体活動を奨励し、青少年団体への支援体制を強化する。

内 容 特別育成団体への財政的援助、青少年団体活動の奨励を図るため、次の特別育成団体へ資金の提供を行った。

静岡県青年団連絡協議会

ボーイスカウト静岡県連盟

ガールスカウト静岡県連盟

静岡県子ども会連合会

計600,000円

(Ⅱ) 青少年交流スペース「アンダンテ」事業 (静岡県委託事業)

目 的 社会的ひきこもり状態にある、学齢期以後の青少年やその家族に対する支援を行い、青少年の社会参加に取り組むと共に、その実態と公的支援制度のあり方等について調査研究し、今日的青少年問題への取り組みの重要性等を県民に周知する。

期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

対 象 30歳代までの社会的ひきこもり傾向にある青少年とその家族等

実施内容

青少年交流スペース「アンダンテ」を、静岡県男女共同参画センター（あざれあ）5階事務室内に設置し、次のとおり実施しているが、コロナ以降日常の個別相談回数は減少している。

1 相談業務の実施

(1) 面接相談（カウンセラー等の対応）

面接相談は、本人及び家族に対し、個人又は複数による面談形式で行い、カウンセラーは悩みのを相談者の主訴を引き出し整理してゆく段階を主として担当し、アドバイザーは日常の出来事や困っていることを気兼ねなく話せることを主とする傾聴役を担ってきた。年間の利用状況は別表のとおり。

実施日時 毎週 月～土曜日（週6日 祝祭日等を除き実施 年間287日）

相談時間 13:00～16:00（1日3コマ×50分程度）

対 象 ・ひきこもり状態にある高校生相当年齢から30歳代までの青少年
・ひきこもり状態にある青少年を支える家族
・ひきこもりの相談を受ける者や社会参加のための支援者
・その他学校及び市町支援機関等の支援員

相談実績 人数 102回 20人

実施者 カウンセラー4人のうち、毎日一人が面接相談に対応したほか、相談の内容によりアドバイザーも対応した。

方 法

- ・個別面談及び複数面談方式を選択し行った。
- ・長年生徒指導等に当たった経験豊富な者が、多岐多様な相談内容に対応した。
- ・同世代の心理士を目指す者を置くなど、相談しやすい環境で行った。

特 徴（配慮点等）

- ・相談者を主体に、それぞれの状況や悩みごとに合わせた細やかな対応をした。
- ・相談内容の性格から面接による相談業務を重要視した。
- ・面談当初は、その訴えに時間を掛け傾聴・受容し、信頼関係を築いていった。
- ・相談者の状況・状態の気付きや社会参加への具体的取組を促した。
- ・自ら今後のあり方を見出し、歩み出せるよう問い掛けた。

(2) 電話相談及びメールによる簡易相談

実施日時 毎週 月～土曜日（週6日 祝祭日等を除き実施）

相談時間 13:00～16:00（1回15分程度電話回線の都合）

対 象 （面接相談に同じ）

実施者 アドバイザー2人が、毎日一人常駐し対応したほか、コロナ対策として電話相談によりカウンセラーも相談の対応を行った。

相談回数 821 回

方 法

- ・独自に作成した電話相談マニュアルに従い、適切な対応を行った。
- ・アドバイザーは、青少年指導等の経験が豊富で、多岐多様な相談に対応した。
- ・相談者の心情や状況をよく理解し細やかな対応を行った。
- ・電話相談から面接相談へと繋げてゆく対応を行った。
- ・相談対象でない場合、関連支援機関等の情報を提供した。

特 徴（配慮点等）

- ・独自に作成した電話相談マニュアルを作成している。
- ・青少年指導等の経験豊富な者で、多岐多様な相談に対応した。
- ・相談者の心情や状況をよく理解し相談者主体に対応した。
- ・電話相談から面接相談へと繋げてゆくことでより具体的な支援と対応を行った。
- ・相談対象でない場合、関連支援機関等の情報を提供し相談者の求める支援へとしていること。
- ・電話相談は、相手の状況がわかりにくく、相互の誤解や相談者の依存を防ぐため、面接相談やフリースペースでの直接的な関りを主とした。
- ・自ら行動することは社会参加への第一歩であり、自己肯定感の獲得や他者との関わりなどの回復を促すものと考えており、自覚ある行動を促している。
- ・市町や地域のひきこもり関連の支援者からの電話や紹介もあり、これまでの実績から地域における信頼や大きな評価を得ているといえる。

2 交流スペースの運営

社会的ひきこもり傾向にある青少年が、利用しやすく居心地のよさを感じられる居場所づくり及び交流の場を提供した。

実施日・時間 面接相談に同じ

対 象 ひきこもり状態にある高校生相当年齢から30歳代までの青少年

利用実績 別表のとおり

実 施 者 アドバイザーが、毎日一人常駐し対応する他、財団職員が利用者のニーズに応えるプログラムの実施や緊急対応が行える体制を整えた。

利用者 延べ 21 人

内 容 青少年が、社会参加するための転機となるよう、居場所や交流の場を提供すると共に、それぞれの段階に合わせた関わりと支援を行った。

- ・外出することの動機付けと拠り所（立ち寄りどころ）づくり
- ・心の安定を図る居場所づくり
- ・目的を持って活動する場所の提供（習い事や学習など）

- ・ 青少年同士や支援者との出会いと交流の場
- ・ 自己課題への挑戦や回復の場

特徴（配慮点等）

- ・ 心の安定と安心を得る場として、利用者から評価されている。
- ・ 社会との接点となる安らぎの居場所づくりに努めた。
- ・ 日常的なことで、何気ない問い掛けにより青年たちの内面に触れ、信頼関係を築くことに務めた。
- ・ 自己への気付きと回復のきっかけ作りとなる関り方をした。
- ・ 長期化するひきこもりの回復やその後も心の拠所として、青年に認識された。
- ・ 青年同士が出会い、意見や心情等を通い合わせ、励まし合える場として親しみやすい雰囲気作りに努めた。
- ・ 社会との関わり方や自己表現、相手への気遣いなどを学び、実践してみる場とした。
- ・ 青年たちが心を開き、心情を打ち明けやすくするために、多くの青少年と関りを持ち、ノウハウを得た経験豊富なスタッフが対応した。
- ・ クラフト作りや学習を共にする中で相互の信頼関係を築き、何気ない会話の中から自らありたい姿を見つけられるよう配慮した。
- ・ 青少年を主体とした交流の場づくりを行い、青少年が企画する行事やイベントを奨励し、自らの行動を促すよう助言指導した。

3 社会的ひきこもり傾向にある青少年の家族を支援する場の提供

(1) 親の会（ふれあいスペース）

家族を支援する場として、親（保護者）の研修と交流会を実施した。

実施日 年間 12 回（原則毎月第 3 土曜日）

時 間 13：00～16：00 （3 時間程度実施）

対 象 ひきこもり状態にある青少年の親又は家族

参加者 下表のとおり

ふれあいスペース

年月日	曜	時間	対象	スタッフ	計	内容
4 月 20 日	土	13:00～16:00	3	5	8	親の会二つの目的 ふれあい PCA の実施
5 月 18 日	土	13:00～16:00	2	6	8	家族のコミュニケーション
6 月 15 日	土	13:00～16:00	2	5	7	親子対話のチャンス
7 月 20 日	土	13:00～16:00	3	6	9	短いフレーズで感情を伝える 他
8 月 17 日	土	13:00～16:00	1	4	5	災害とひきこもり
9 月 21 日	土	13:00～16:00	2	5	7	親子の話し合いを深めるために
10 月 19 日	土	13:00～16:00	1	7	8	親の段階的支援方法について
11 月 16 日	土	13:00～16:00	2	5	7	対話の回復
12 月 21 日	土	13:00～16:00		6	6	アンダンテの支援の在り方等の研修
1 月 18 日	土	13:00～16:00	1	5	6	親の共感疲労
2 月 15 日	土	13:00～16:00	2	7	9	人の話を聞くと聴くの違い
3 月 15 日	土	13:00～16:00	1	7	8	人はみな島のようなもの「自己疑視」
		計	20	68	88	

対応者 カウンセラー・アドバイザー・財団職員

内 容

親や家族が、家庭での対応のあり方を学ぶと共に、相互の体験や取り組みを学び合う場とした。又、心理等の学習や情報提供を行った。

① アイスブレイク 「息抜きのための日常会話など」

(日頃の苦労をねぎらい、少しでも気持ちを和らげるための取り組み)

② 活動の様子・ショートレクチャー

- ・活動事例や青少年から見てきたものを報告
- ・メンタルプログラム（発達心理、相談からのレクチャー）
- ・フリースペースプログラム（その他青年の行動から）

③ 家庭での回復プログラム（各家庭での目標と取り組み報告）

- ・一ヶ月を振り返り、その取り組みからどんな変化や兆しが見えて来たかを話し合った。
- ・変化が見られない場合、何故そうだったのか、どうしたら出来るようになるかなど、参加者の考えや経験を基に話し合った。

④ 「ふれあいPCA」独自研修方法の導入

- ・PCAGIP 研修法をアレンジし、参加者相互の気づきを促す学習に取り組んだ。
- ・参加する親一人ひとりが中心となり、他者からの問いにより新たな発想を促す。
- ・ふれあいPCA 別紙資料のとおり

⑤ 相互理解と回復のために

(家庭での会話や対応の演習・心理と環境等を学ぶ)

- ・親子の言葉や行動のすれ違いを解消する為に、TPOを考慮した言葉遣いやしぐさ、雰囲気づくりなど広くコミュニケーションを学ぶ。
- ・家族の接し方や子どもの真の理解者としてこれから何が出来るか具体的な対応等を学んだ。

* 親の会の意味、役割

- ・小グループで行い共感と相互の体験等から学び合う場として重要。
- ・身近な支援者となるために、これから何をするかを学ぶ場である。
- ・親の関り方の重要性を自覚し、継続参加している家庭では、本人の変化や社会参加を促した実例が確かに表れている。

特 徴

- ・本人が出向くことが難しい状況では、親が最大の支援者であると考えており、親の家庭での取り組みが重要な役割を果たすと考えている。
- ・まず親自身が心の安定化を図る必要があり、子どもとの関わり方について、共に考える関係づくりに努めた。
- ・共通する課題や相互の話し合いを基本とした。
- ・個々の問題や課題の対応方法については、個別相談で行った。
- ・原因ばかりを追求せず、状態や段階を見据えた対応を学んだ。
- ・「親が変わる」とは、これまでのことではなく、子どもに対する姿勢、接し方をこれから出来る形で変えて行くことであると考えている。
- ・親の変化から子への変化につなげるための支援とした。

(2) 広域親支援者等の学習会

県教育委員会等が実施する合同相談会の開催に伴い、スタッフを派遣しアンダンテ事業の紹介及びその相談にあたった。

6月29日(土)	中部合同相談会	静岡市教育センター
8月4日(日)	沼津合同相談会	沼津第5地区センター
8月17日(土)	東部合同相談会	富士市教育プラザ
10月6日(日)	西部合同相談会	浜松市雄踏文化センター
11月2日(土)	島田合同相談会	島田市総合スポーツセンター

(4) その他の研修会等への参加

関連機関等との連携強化をより具体的に図るため、研究会等へ積極的に参加すると共に、それらの実施する研修会等に参加した。

県電話相談機関連絡協議会研修会 7月10日 あざれあ「電話相談の基礎知識」
3月4日 あざれあ「ゲーム依存とひきこもり」
静岡市ひきこもり支援センター研修会 7月24日 DanDan（親の会講話）
静岡市ひきこもり支援センター センターとの協議（随時）

4 相談者の状況に応じた社会復帰に向けた対応

社会的ひきこもり傾向にある青少年の状況に応じ、学習・労働体験等社会復帰に向けたプログラムを個別に提案すると共に、アルバイト中の心のケアや対応の在り方等のアドバイスを実施した。

又、社会復帰に向けて、相談者と関係機関・団体等との適切なコーディネートを行った。

実施方法

個別面談やフリースペースの中で、個々の課題やありたい姿について話し合うと共に、それぞれの回復プログラムの作成によって小さな目標を掲げ、具体的な取組みと支援を行ったほか、次の段階への取組みや新たな課題への対応などを一緒に考え実践し、それぞれの社会参加を促した。

実績 別表旅立ちのとおり

5 社会参加へのプログラム

アンダンテでは、青年の主体性を促し、出来ることをできる形で取り組めるよう支援する社会参加プログラムを用意している。

- ・ コミュニケーショントレーニング
- ・ 就学支援
- ・ 就労体験等
- ・ その他 ひきこもる青少年が必要とする就労するための学習及び情報提供

6 相談者の状況に応じた関係機関等との連絡調整

内 容

① 相談者への情報提供

・ふじのくに i (アイ) マップ等を活用し、ニート・ひきこもり・不登校などで悩む青少年や家族に情報を提供した

- ・経験から、相談者が無理なく適切な支援を受けられるよう配慮した
- ・市町や関係機関等へアンダンテ情報を提供した
- ・マスコミに情報を提供し、広く県民への周知を図った
- ・電話での対応
- ・面談や学習会での情報提供
- ・市町広報紙及び支援機関への情報提供

② 専門支援機関への紹介

相談者の要求により、これまで連携を取ってきた専門支援機関等へ紹介し、その後についても連携をとり支援にあたった。

- ・連携する医療機関の紹介
- ・就学先情報を熟知しており紹介した（元高校校長等が担当）
- ・公認心理師等による相談体制を整えた
- ・就労支援を行う機関と連携した体制を整え、紹介および相互支援を行った

7 静岡県ひきこもり支援センターとの連携

アンダンテと静岡県ひきこもり支援センター等とが相互の特性を活かせるよう担当者間の情報交換を行うなど密接な連携に努めた。

- ・県ひきこもり支援センター職員等との協議、視察受け入れ
- ・県ひきこもり対策連絡協議会委員の選出（年間）
- ・富士宮市子ども・若者支援協議会（コロナにより未開催）
- ・焼津市青少年健全育成会委員選出
- ・静岡市ひきこもり支援センターとの協議

8 研修会等の実施

（１）社会的ひきこもり支援者研修会(会場及びネット)

スタッフのスキルアップや関係部署・他団体との連携強化を図る研修会を実施した。

日時 令和7年3月14日 13:30～15:30

場所 静岡県青少年会館

参加者 学校・支援機関・支援団体関係者 計12名

内容 講師 サンフォーレスト 三森重則先生

「社会の中で表現できること」 ひきこもり当事者と家族支援

- ・ひきこもりの基礎知識
- ・ひきこもり支援の難しさ
- ・支援のポイント
- ・サンフォーレストで取り組んでいる支援
- ・事例紹介

（２）アンダンテスタッフ研修会

スタッフミーティングを毎月 1 回実施し、ケース検討、ひきこもり支援に関する学習及び相談者の状況・支援のあり方・評価等を行った。

場所 静岡県男女共同参画センターあざれあ 5 階アンダンテルーム

参加 カウンセラー・アドバイザー・財団職員・社会教育課担当

年月日	曜	時間	スタッフ等	内容
4 月 23 日	火	13:30～16:00	6	今年度計画、ケースカンファレンス事業の周知及び他機関との連携
5 月 21 日	火	13:30～16:01	6	利用者の状況、ケースカンファレンス、
6 月 18 日	火	13:30～16:02	5	利用者の状況、ケースカンファレンス、
7 月 23 日	火	13:30～16:03	7	利用者の状況、ケースカンファレンス、日程調整
8 月 20 日	火	13:30～16:04	4	利用者の状況、ケースカンファレンス、日程調整
9 月 24 日	火	13:30～16:05	4	利用者の状況、ケースカンファレンス、日程調整
10 月 22 日	火	13:30～16:06	5	利用者の状況、ケースカンファレンス、
11 月 19 日	火	13:30～16:07	6	利用者の状況、ケースカンファレンス、ふれあいの状況確認
12 月 24 日	火	13:30～16:08	6	利用者の状況、ケースカンファレンス、ふれあいの進め方
1 月 21 日	火	13:30～16:09	5	利用者の状況、ケースカンファレンス、
2 月 18 日	火	13:30～16:10	5	利用者の状況、ケースカンファレンス、研修会の状況、次年度事業
3 月 18 日	火	13:30～16:11	5	利用者の状況、ケースカンファレンス、研修会の実施状況他
		計	64	

9 広報活動の実施

ひきこもり支援機関等合同相談会への参加、ホームページ運用、パンフレット配布等の各種広報活動を充実させ、県内広域ひきこもり青少年及びその家族の利用促進を図った。

(1) ひきこもり支援機関等合同相談会（4 会場）

県教育委員会等が実施する合同相談会の開催に伴い、スタッフを派遣しアンダンテ事業の紹介及びその相談にあたった。

(2) 広報活動の実施

ホームページ運用、パンフレット配布等の各種広報活動を行い、県内広域のひきこもり青少年及びその家族の利用促進を図ると共に、市町広報誌(支援マップ)等へ投稿するなどアンダンテ事業の周知に努めた。

インターネットページに毎月「アンダンテたより」を発行し、ひきこもりへの理解や対応の在り方を掲載したほか、WEB 相談を可能とする窓口を設けた。

3 青少年教育の研修会等の開催に関する事業

(1) 指導・育成者等研修会の開催

目的 青少年指導者等が、青少年を地域で支え育む体制作りのあり方を学ぶと共に、関係団体の相互理解とネットワークづくりの場とすべく計画した。

内容 静岡マラソン 2025 への支援を主とした連携事業の実施

参加者 ガールスカウト・ボーイスカウト・青年団・一般青年・会館研究所スタッフ 計 25 名

研修会 コロナ感染拡大防止のため中止となっていた同大会が再開されることとなり、青少年団体のこれまでの実績を評価された実行委員会から財団への依頼により、青少年団体等に呼びかけ業務支援を主とした連携事業を実施した。

(1) 2月20日(木) 19:00～21:30 青少年会館

青少年団体リーダー・市役所担当課・実行委員会 23名

- ・連携事業内容の説明 青少年団体が連携することの確認及び事業効果
- ・事業主催者(実行委員会)事業内容説明
- ・パートの分担及び参加団体(者)紹介

(2) 3月9日(土) 19:00～21:30 青少年会館(宿泊)

青少年団体リーダー・実行委員会 30名

- ・大会及び支援業務(給水ポイントの統括)

(3) 3月10日(日) 5:30～17:00 静岡マラソン2025大会(国内外からランナー12000人参加)

給水15ポイント(ボランティア等1200人)への支援指導、ランナー・ボランティアへの配慮、事故防止にあたり円滑な運営を行ったほか、実行委員会本部と事前段階からの連絡調整など行い、同大会を成功裏に終了した。

(2) 研修会支援事業

目的 青少年団体等からの要請に応じ、活動または指導者やリーダーの育成に必要とされる技術や知識の習得を目的とする研修会・講習会に研究員等が参加するなど青少年の活動を積極的に支援することとしていたが、各団体の活動への口頭助言に止め直接的な支援はおこなっていない。

(3) 「あそんで学ぼう！真夏の防災展」(構想推進－支援連携事業)

日時 令和6年8月11日(日) 10時～14時

目的 ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会、青年団の4団体が持つスキルや経験を活かして、連携した事業に取り組むことにより、改めて団体同士の理解促進と協働の可能性を探るとともに、静岡県青少年会館及び各団体を県内に知ってもらう。

能登半島地震が起き、防災への関心が高まっている中で、アウトドア活動などの日頃の活動が活かされることを期待して、テーマを「防災」とした。

内容 ① 起震車で地震揺れの体験 午前10時～12時(西側駐車場・消防署から派遣)

② 避難生活で重要な、T(トイレ)、K(キッチン)、B(ベッド)に関わる体験
(午前10時～午後2時)

ア T 段ボールトイレづくり＋雨合羽づくり体験 (体験コーナー2)

イ K アルファ米食体験 1階11会議室

ウ B ブルーシートでテントづくり＋寝袋体験

エ Ⅹα 応急担架づくり (体験コーナー1)

ロープワーク 2階大会議室

トランシーバー実演

オ お楽しみ：スタンプラリー (エントランス) (体験コーナー3)

流しそうめん (会館南側)

カ 東日本大震災パネル掲示(日青協) (エントランス、階段他)

まとめ

- ・部会 5回 延べ40名 体験準備2回20名
当日スタッフ 37名 (BS8、GS4、子ども会7、青年団16、事務局2)
体験参加者 39人 (スタンプラリー配布数)
- ・4団体が特徴ある体験コーナーを企画実施し、連携することができた、また、お互いの活動について、知ることができた。今後、連携した事業を行うのに活かしたい。
- ・体験参加者は、ほとんどが団体メンバーの知り合いであり、会館周辺の方の参加は確認できなかった。結果として、目標とした100人には届かなかった。
- ・青少年会館のPRのために、マスコミ等へ情報提供することを考えるべきだった。

部会開催実績

- 第1回部会 令和6年5月22日(水) 6名
連携事業の意見交換
➡ 「防災を楽しく学ぶ」をテーマとし、会館を会場に、夏休みイベントとする
- 第2回部会 令和6年6月12日(水) 8名
企画協議➡ T(トイレ) K(キッチン) B(ベッド) + αの体験コーナー

担当の決定

- 第3回部会 令和6年6月26日(水) 9名
実施体験コーナーを固める、役割分担
次回までに、各体験コーナーの企画案を作成
- 第4回部会 令和6年7月9日(火) 8名
企画案について協議➡ 必要資機材、必要な人員、会場配置、時間割等
- 第5回部会 令和6年7月23日(火) 9名
スタッフ配置、必要資機材、前日の準備・当日の運営スケジュールを固める

4 青少年に関する調査研究及び活動資料等収集事業

(1) 青少年に関する調査研究事業

目 的 青少年の現状を様々な状況や課題を調査研究する中で、青少年期の団体活動が果たしてきた役割を明らかにすると共に、青少年自らが、明るく住みよく、全ての人の友和と活気にあふれた社会づくりに参画する、静岡県独自の若者育成プランとその在り方を構築し、今後の青少年育成と支援の在り方を研究することとしていたが、今後の青少年会館のあり方検討会議に委ねた。

内 容 第1回調査部会

日時 令和6年5月30日(木) 18:30～

場所 青少年会館会議室

構成 松田 茂(部会長) 評議員 ボーイスカウト県連理事

大石節雄 理事長 静岡県青年団連絡協議会顧問

村松武博 副理事長 ボーイスカウト県連副連盟長

山口協子 理事 ガールスカウト県連盟長

山梨 剛 理事 県青年団協議会会長

喜瀬川康博 理事 県子ども会会長

米澤國雄 研究員 元副理事長

根本英行 研究員 カウンセラー

内容 検討委員会運営会議報告

これまでの状況報告（外部評価・研究部会・支援部会・推進部会）

本年度の進め方等について

調査内容の検討

第2回調査部会

「県青少年センター構想」 調査研究部会 第2回会議

・日時： 令和6年7月9日（火） 18：30～

・場所： 青少年会館 会議室

・参加者： 7名

・議題：

アンケート調査結果の検討

◎「センター機能」に関連する提案・要望等

<市町レベル>

①横断的に情報交換や連絡調整の出来る仕組みが地域（市町）に必要（湖西）

②社会教育施設が不足しており、センター機能や施設が必要（牧之原）

③市町が中心になりセンター機能や施設を開設（家庭教育サポート協会）

④情報交換会は貴重な連携の場（県大）

⑤連携のための研修会、各種団体の情報交換会（高校体育連盟）

⑥活動している団体を探し、連絡調整を行うコーディネーター的存在（沼津）

⑦富士市は「教育プラザ」で情報連携が出来る（ガール）

⑧「ハブ機能・センター機能」を担う部署の設置（校長会）

⑨活動の「情報センター」、意見交換会（ボーイ）

<県レベル>

①先進的な取組みを情報共有し研修の機会を提供するなど、市町の体制を支援する機能（湖西）

②情報交換会や活動一覧（データベース？）を統括する機能（牧之原）

③活動や取組みを告知・広報することが出来るプラットフォーム（Earth Comm）

④各団体の活動内容を互いに周知する仕組み（高校体育連盟）

⑤こども・若者の総合支援センター、こども・若者支援者の活動拠点（ふくろい）

⑥多くの団体と一緒に活動出来る施設（ガール）

⑦他事例の展開、共有（菊川）

⑧各種の専門家をつなげる組織（東伊豆）

⑨市町が抱える問題に対する相談窓口（御殿場）

⑩青少年育成のための取組のデータベースのサーバー整備（PTA）

⑪人的交流を促すための拠点の立地見直し、静岡駅からの徒歩圏内（PTA）

⑫市町の体制・仕組み構築を支援・指導、先行事例（ノウハウ）作り（ボーイ）

(2) 今後の進め方

①アンケート内容を踏まえた「センター機能」の提案

②アンケートの活用（社会教育課との情報共有）

(2) 青少年活動研究所

目 的 青少年活動研究所設置要項に基づき、青少年や青少年団体活動のあり方等について研究し、県下青少年活動の発展に寄与する計画であったが、今後の青少年会館のあり方検討会議に研究員等であたった。

(3) 青少年団体活動等の周知事業「ユースネット」

目 的 青少年に関する活動情報等を提供するコーナーをインターネット上に設け、青少年会館の事業紹介、施設等の情報を掲載し活用性ある情報ネットワークを運営する。また、地域の情報の確保や青少年や青少年教育に関する意見の交換等を行う場を設ける。

内 容 インターネットに「YOUTHNET」というホームページを継続開設し、事業の実施状況や青少年に関する情報提供の場として有効利活用すると共に、貸し会議室の利用拡大の周知を図った。（ホームページアクセス数 2,277 回 アンダンテのアクセス数 307 回）

(4) 青少年に関する資料の収集

目 的 青少年に関する資料や団体の総会資料、図書等の収集整備に努め、統計資料の作成と提供を行うなど青少年活動の推進を図った。

5 その他の事業

(1) (一財) 静岡県青少年会館の存続の有無に関する取り組み

青少年センター構想推進委員会運営会議の開催（事業企画）

日時 令和6年 5月 7日（火曜） 18:30～

場所 静岡県青少年会館会議室

内容 令和6年度推進事業の実施に向けて

- 1 専門検討委員会委員の選考等について
- 2 調査研究事業の計画（時代の課題に対する研究）
- 3 支援事業の計画（子供若者の環境等に対する支援事業）
- 4 育成連携事業の計画（青少年団体等の地域団体の連携）
- 5 その他

青少年会館貸付契約に関する相談（対外的状況調査）

相談先 河野誠弁護士 静岡県弁護士会

日時 令和6年10月8日 15:00～16:00

場所 静岡市葵区一番町7 河野法律事務所

相談者 大石理事長、村松副理事長、松下

内容 青少年会館の状況及び財団の考え等を説明し、法的助言を踏まえた今後の進め方について助言を求めた。

1 状況報告及び財団の考えについて説明（大石理事長）

2 河野弁護士の助言等

貸付契約の解釈

- ①今年度の会館貸付契約が、「定期貸付契約」（期限限定）で更新をしない契約書となっており、財団は本契約において更新を主張できない。県は、その旨を踏まえたうえで令和6年度1年の契約を結んでいる。
- ②定期貸付契約とした経緯はともかく、県は令和6年8月までに団体の移転先を明確に提示することを求めたものであり、県が承認できる内容の提示が財団からなかったことで契約は終了するものと考えられる。
- ③契約期間満了をもって、県は立ち退きを求めるものと思われるが、財団が立ち退きをしない場合、議会承認や法的措置を図るものと思われるが、時間的問題や社会的問題の恐れもあり望まないところであろう。
- ④財団が立ち退きを拒否した場合、県との関係や社会的批判等を受けることは県と同様であり、今後の相互の関係の悪化があることは注意すべきである。
- ⑤定期貸付契約は、更新をしないことを念頭に置いた契約であり、仮に今後も貸し付けを求めるのであれば、新規の契約を締結する必要がある。

3 移転先の検討 状況説明

4 財団の主張と県の考え

- ①財団の主張する「青少年センター構想」は、県としての多様な事業の中で最優先課題とはとらえてはいないことは、財団の解散を含めた再検討を促してきたこの10年の中で明らかである。仮に教育委員会が主張してきたことだとしても、行政全体の中で山積する課題や方針によってふりかけられていると考えられる。増してや時代の年齢構成や優先課題の取り組みの中で、福祉的な問題を無視できないことや財政上の制限もあることも自覚しておきたい。
- ②入居団体への支援は必要であるし、財団の主目的であるが、青少年会館の建物を今後も維持することや新たなセンターを県に移管することも難しい以上、団体活動への支援を今後どう行うべきかを優先すべきではないか。
- ③財団の解散に伴う定款の変更は必至であろう。青少年会館が借り受けられなければ、青少年会館の名称を持つこともそぐわない。残余財産の使途を含め、財団の目的の変更は必要であろう。

（3）青少年会館の存続の有無に関する検討

目的 静岡県青少年会館の今後の経営方針、新たな拠点探し等の検討を行うと共に、青少年育成と支援の充実を図るための施策の在り方を提案する。

内容 静岡県青少年会館の使命と役割、今後の進め方等を検討

（別記青少年センター構想検討会議等に記載のとおり）

支援者との協力要請及び協議

青少年会館が直面する課題や各団体の想いについて、静岡県知事はじめ県会議員の各位に状況説明を通して協力要請をすると共に、今後の青少年育成の在り方を「青少年センター構想」に示した。青少年団体や支援者、育成機関等が連携をさらに強くし、将来にわたる推進機構の構築と継続的かつ、有機的育成事業が推進できる体系づくりを目指し、必要な機能や役割等を加味した未来想像に基づき、今後の具体的取り組みを再三役員会を開き協議した。

また、移転候補地の決定・作業の実施にあたり入居団体と連携し行った。

(4) 派遣及び支援事業

目 的 青少年団体等の要請に応じ研修会への講師・助言者等の派遣、または青少年団体の事業を支援するなど青少年活動の発展に寄与する。(コロナ対策によりそれぞれの機関で対応)

内 容 ・静岡県青少年健全育成会議副会長(理事長)
・静岡県ひきこもり対策連絡協議会委員 ・富士宮市子ども若者支援協議会委員
・焼津市青少年問題協議会委員 ・ボーイスカウト運営支援(理事の派遣) 他

(5) 青少年団体・サークル加入相談活動

目 的 青少年団体やサークル等への加入、及び活動についての相談を窓口業務として実施する。

内 容 ボーイ・ガールスカウト入会等について随時受付紹介を行う。

(6) 全国青(少)年会館協議会事業

目 的 全国青(少)年会館協議会に加盟し、全国の会館と情報交換等運営の向上を図った。

全国協議会情報交換 大石理事長参加 加盟会館からの情報を収集

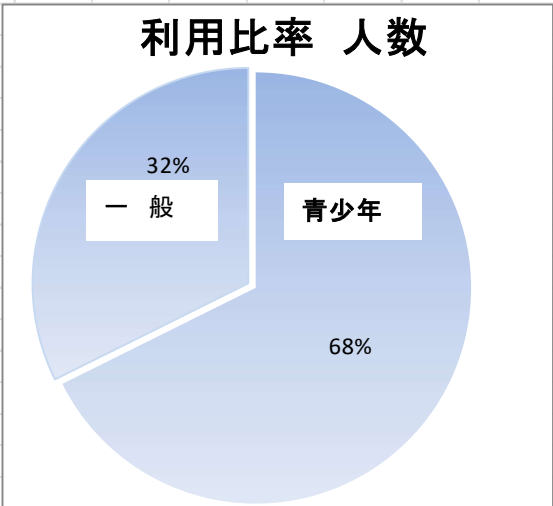
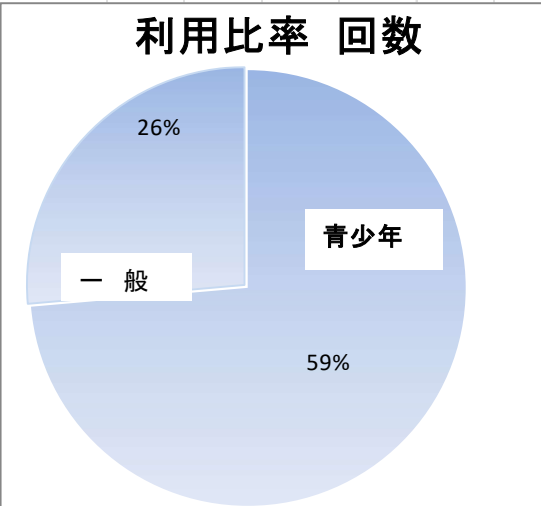
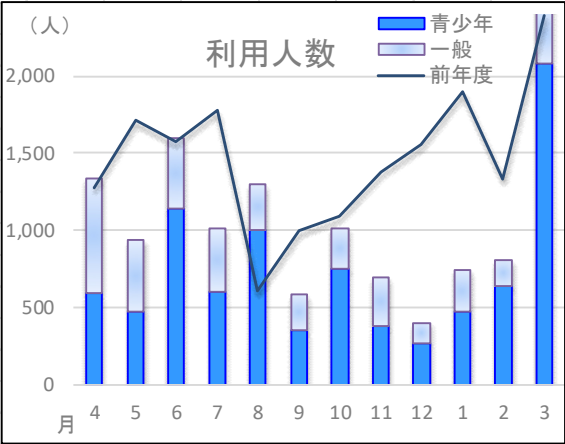
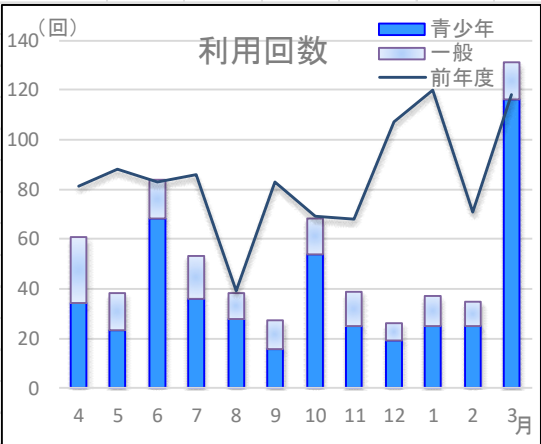
(7) 青少年会館活動後援会

本年度、青少年の健全育成と青少年会館の事業に深いご理解と財政的支援をもってご協力いただいた、後援会会員の方々は次のとおり。(敬称省略)

区分	会員名
青少年団体会員	静岡県青年団連絡協議会
	ガールスカウト静岡県連盟
	ボーイスカウト静岡県連盟
	静岡県子ども会連合会
法人会員	静岡県ボウリング場協会

別表

令和6年度		会議室利用状況												
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	
回数														
青少年	34	23	68	36	28	16	54	25	19	25	25	116	469	
一般	27	15	16	17	10	11	14	14	7	12	10	15	168	
計	61	38	84	53	38	27	68	39	26	37	35	131	637	
前年度	81	88	83	86	39	83	69	68	107	120	71	118	1013	
増減	-20	-50	1	-33	-1	-56	-1	-29	-81	-83	-36	13	-376	
当期利用率													6.20%	
前期利用率													9.90%	
増減													-3.70	
人数														
青少年	594	470	1,138	600	1,003	347	755	374	266	471	641	2,078	8,737	
一般	745	470	460	408	300	240	260	325	130	270	164	402	4,174	
計	1,339	940	1,598	1,008	1,303	587	1,015	699	396	741	805	2,480	12,911	
前年度	1,275	1,716	1,573	1,783	602	999	1,089	1,383	1,559	1,896	1,337	2,392	17,604	
増減	64	-776	25	-775	701	-412	-74	-684	-1,163	-1,155	-532	88	-4,693	



青少年交流スペース アンダンテ 旅立ち・回復事例報告の分類

対象	旅立ち・回復の区分	件数	計
本人	進学・復学・卒業	2	
	就職・アルバイト・就労体験	5	
	資格の取得・学習	4	
	家族とのかかわり・手伝い等	14	
	家族以外との交流	12	
	意識・意欲の向上等	49	
	生活習慣の改善	14	
	外出・旅行等	4	
	自立（自律）のための訓練	13	
	医療・他支援機関との関わり	7	
	その他	8	132
家族	親・家族の気づき	64	
	他者との交流	7	
	意識・行動の変化	78	
	他機関との関わり	3	
	その他	7	159

Ⅱ 庶務の概要

1. 役員等に関する事項

(1) 役員

役職	氏 名	就 任	略 歴	基準	備 考
理事長	大石節雄	R6, 6, 28	静岡県青年団連絡協議会顧問	2-2	H24, 6, 27,
副理事長	村松武博	〃	ボーイスカウト静岡県連盟副連盟長	2-1	H28, 6, 24,
理事	山梨 剛	〃	静岡県青年団連絡協議会長	2-1	
〃	山口協子	〃	ガールスカウト静岡県連盟長	2-1	R1, 6, 28,
〃	喜瀬川康博	〃	静岡県子ども会連合会長	2-1	R1, 6, 28,
〃	小野田全宏	〃	静岡県ボランティア協会理事長	1-3	
監 事	萩原一郎	〃	静岡県青年団連絡協議会顧問	3	

(2) 評議員

役職	氏 名	就任	略 歴	基準	備 考
評議員	京極仁志	R5, 6, 28	静岡県経営管理部長	1-4	
〃	池上重弘	R4, 6, 28	静岡県教育委員会教育長	1-2	
〃	繁竹三千代	〃	静岡市青少年育成課長	1-2	
〃	森藤まり子	〃	静岡県青年団連絡協議会顧問	3	H26, 4, 1,
〃	鈴木俊久	〃	静岡県青年団連絡協議会顧問	2-2	H14, 6, 26,
〃	鷺坂 学	〃	静岡県青年団連絡協議会監事	2-2	H29, 6, 29
〃	杉山和義	〃	静岡県青年団連絡協議会副会長	2-2	
〃	八代宣美	〃	ガールスカウト県連盟元理事	2-2	H27, 6, 24,
〃	山口貴美子	〃	ガールスカウト県連盟元監事	2-2	
〃	松田 茂	〃	ボーイスカウト県連理事	2-2	H29, 6, 29
〃	瀧島三郎	〃	ボーイスカウト県連理事	2-2	H29, 6, 29
〃	筑地繁雄	〃	県子ども会連合会副会長	2-2	
〃	持田敏行	〃	子ども会活動振興研究会会長	2-2	H26, 4, 1,

(3) 青少年活動研究所

役職	氏 名	就任	略 歴	備考
所 長	大石節雄	R4, 6, 28	理事長	H18, 6, 27,
次 長	渡邊佳洋	〃	副理事長	63, 6, 25,
専門研究員	角替弘志	〃	理事・常葉大学元学長	57, 4, 22,
	秋鹿 博	〃	静岡県青年団連絡協議会顧問	H4, 5, 28,
	根本英行	〃	アンダンテカウンセラー臨床心理士	H28, 7, 1,
研究員	滝島三郎	R4, 6, 28	評議員	57, 4, 22,
少年部会	八木彰五	〃	評議員	57, 4, 22,
	杉本忠重	〃	ボーイスカウトリーダー	57, 4, 22,

役職	氏 名	就任	略 歴	備考
	藤曲敏春	〃	B・S地区コミッショナー	H5, 12, 1,
	川村 進	R4, 6, 28	B・S地区理事	H26, 7, 1,
青年部会	高村賢一	〃	ボーイスカウトリーダー	H8, 7, 1,
	富山洋子	〃	ガールスカウトリーダー	H4, 5, 28,
	山口貴美子	〃	ガールスカウトリーダー	H9, 7, 1,
	手島克訓	〃	県青連協元役員	62, 6, 7,
	萩原一郎	〃	県青連協元役員	59, 6, 23,
	渡辺哲史	〃	青少年会館友の会	57, 4, 22,
	小川 功	〃	県青連協元事務局長	63, 6, 25,
	酒井洋典	〃	元清水市青協会長	H3, 6, 22,
	前田芳秀	〃	県青連協元事務局長	H5, 6, 1,
	竹沢正樹	〃	元清水市青年団連絡協議会役員	H9, 7, 1,
	窪田直充	〃	県青連協元役員	H12, 7, 1,
	鈴木俊久	〃	県青連協元役員	H23, 7, 1,
	相馬隆史	〃	県青連協元役員	H23, 7, 1,

2, 職員に関する事項

役職	氏 名	採用	業務内容
館長・事務局長	松下喜彦	R6, 4, 1	総括、連絡調整
アンダンテ嘱託	杉浦正二郎	〃	青少年交流スペースアンダンテカウンセラー
〃	根本英行	〃	〃
〃	谷澤祥子	〃	〃
〃	小澤 巖	〃	〃
〃	小尾明日香	〃	〃
〃	富山洋子	〃	青少年交流スペースアンダンテアドバイザー
〃	山口貴美子	〃	〃（青少年の指導、相談業務）
臨時職員	山梨美沙乃	R6. 8. 1	青少年会館事務従事

3, 会議に関する事項

(1) 役員会

	年月日	議 題	備 考
理 事 会	第 1 回 R6, 6, 14	第一号議案 令和 5 年度事業報告の件	可決
		第二号議案 指定財産（基金）の一部取崩しの件	可決
		第三号議案 令和 6 年度収支予算補正の件	可決
		第四号議案 任期満了に伴う理事の改選の件	
		その他 青少年会館の現状と今後について	

	年月日	議 題	備 考
理 事 会	第 2 回 R6, 11, 26	第一号議案 入居団体の移転に伴う支援金の件 その他 (1) 移転候補地の審議 (2) 財団の目的変更及び残余財産に関わる方針と対応 ① 財団定款の一部変更 ② 残余財産支出計画の変更届 ② 閉館通知 通知日 令和 6 年 1 2 月中旬 理由 建物の老朽化で設備等大規模な修繕を必要としているが、静岡県は必要経費を計上できず青少年会館を修繕しないことを決めたことを踏まえ、継続できない旨。	可決 継続審議
	第3回 R7, 1, 17	第一号議案 青少年会館借り入れ終了に伴う移転の件 第二号議案 財団事業の一部終了の件 第三号議案 令和 7 年度事業計画及び予算の件 その他 青少年会館の現状と今後について	可決 可決 可決
	第4回 R7, 3, 15	第一号議案 青少年会館閉館及び移転の件 第二号議案 財団事業の一部変更届完了の件 第三号議案 令和 7 年度事業計画及び予算の件 その他 青少年会館の現状と今後について	可決 可決 可決

	年月日	議 題	備 考
評 議 員 会	第 1 回 R6, 6, 28	第一号議案 令和 5 年度事業報告の件 第二号議案 指定財産（基金）の一部取崩しの件 第三号議案 令和 6 年度収支予算補正の件 第四号議案 任期満了に伴う理事の改選の件 その他 青少年会館の現状と今後について	可決 可決 可決
	第 2 回 R6, 11, 26	第一号議案 入居団体の移転に伴う支援金の件 その他 青少年会館の現状と今後について (1) 移転候補地の審議 ①清水区フリースクール元気学園日本平キャンパス ②葵区門屋 静岡市門屋浄水場元職員住宅 (2) 財団の目的変更及び残余財産に関わる方針と対応 ① 財団の目的の一部変更 (名称) の変更等 ③ 残余財産支出計画の変更届 ④ 閉館通知 通知日 令和 6 年 1 2 月中旬 理由 建物の老朽化し設備等大規模な修繕を必要としているが、静岡県は必要経費を計上できず青少年会館を修繕しないことを決めたことを踏まえ、継続できない旨。	可決

評 議 員 会	第3回 R7, 3, 29	第一号議案	青少年会館閉館及び移転の件	可決 可決 可決
		第二号議案	財団事業の一部変更届完了の件	
		第三号議案	令和7年度事業計画及び予算の件	
		その他	青少年会館の現状と今後について	

(2) 青少年会館貸付期間終了に伴う対応・検討会議等

青少年会館の貸付期間終了に伴う対応・検討会議等を役員はじめ関係者との協議を始め、移転候補地の下見をするなど年間を通じて行ってきた。

対象 (一財) 静岡県青少年会館理事・監事・評議員・関係県会議員等々

センター構想検討委員・入居団体事務局代表

- 内容議題
- 1 貸付等の状況説明（弁護士意見を含む）
 - 2 青少年会館からの立ち退き及びその時期
 - 3 各団体の状況及び見通し
 - 4 財団の今後の方針（目的の一部定款変更・残余財産の用途等）
 - 5 移転計画の時期等の決定
 - 6 その他

協議等の内容

1 貸付等の状況説明・課題等の検討（弁護士意見を含む助言指導）

2 移転先の検討

- ① 既に提示した移転先（廃校跡）については、不確定であり静岡市の跡地利用計画及び請負等が不透明であることに合わせ、予定期間が長期である点を県から指摘されており、現状では承認が得難いことから、12月までには独自に移転先を確保し、移転時期の協議に結ぶべきであろう。
- ② 財団としては、早期に移転先を決定する必要があるが、移転に伴う次の状況や諸作業があり、3月末日に完了が難しい時は協議の余地がある。
 - ・大量の事務資料、備品等の片づけが必要となり時間的余裕がない
 - ・引っ越しシーズンで業者の手配が付かない、費用が割高となる。
 - ・団体の総会等年度末開始時期の繁忙期であり、並行しての転居が難しいことへの理解を求めるなど

3 財団の主張と県の考え

- ① 財団の主張する「青少年センター構想」は、県は多様な事業の中で最優先課題とはとらえてはいないことは、財団の解散を含めた再検討を促してきたこの10年の中で明らかである。仮に教育委員会が主張してきたことだとしても、行政全体の中で山積する課題や方針によってふりかけられていると考えられる。増してや時代の年齢構成や優先課題の取り組みの中で、福祉的な問題を無視できないことや財政上の制限もあることも自覚しておきたい。
- ② 入居団体への支援は必要で、財団の主な目的である青少年会館の建物を今後も維持することや新たなセンターを県に移管することも難しい以上、団体活動への支援を今後どう行うべきかを優先すべきではないか。
- ③ 財団の解散に伴う定款の変更は必至であろう。青少年会館が借り受けられなければ、青少年会館の名称を持つこともそぐわない。残余財産の用途を含め、財団の目的の変更は必要である。

(4) その他

① (財) 青少年会館は、昭和 53 年設立時から青少年問題やその環境に取り組むことに邁進し、時代的課題の解決に大きな成果を果たしてきたことは評価されるべきである。しかし、次代は大きく変貌し、今日的な様々な課題は多岐にわたりクローズアップされ、それぞれの立場での取り組みとあるべき姿への思いもさまざまであり、状況に合わせたコアな部分で実施、評価されてきていることがえる。時代の流れに沿ってそれぞれの価値観が問われるなかで、総合的な青少年育成の在り方の見方はあるにせよ、行政はもとより多くの意見や考えを統合してゆくことは困難な時代であるともいえる。

② 今日、青少年会館の役割が評価、認知されにくいと 10 年来指摘されてきた現状にあつて、財団の必要性和時代の役割を提唱し続け理解を得ようと継続して活動をしてきたことは大きな成果である。行政においてもその熱意と実績があったことを認めてきたことからこそ、今日まで財団が存続し青少年会館の使命を果たしてきたことは周知の事実と受け止める。関係各位のご努力は評価され、自負すべきことだと感じた。

(5) 財団としての今後の在り方について (協議)

財団の目的の一つは、青少年会館の維持管理であるが、建物を借りつけ出来ない場合目的の一部を変更するか、解散するかを選択が必要となる。

① 財団の継続

定款「目的」から青少年会館の維持管理を削除し、残余財産を資源として健全育成を前面に打ち出し、好機に転ずるのを促す。

- ・ 青少年団体活動等に財政支援 (多年度に渡る一定補助金交付)
- ・ 青少年団体活動等を支援 (調査研究事業)
- ・ 解散すれば、清算後の財産は限定先へ寄付となる。(1.4億円)

② その他類似法人との合併等

(6) 青少年会館からの立ち退き及びその時期

① 貸付期間の満了 令和7年3月31日 (財団・団体共に同じ)

② 財団・団体移転先 満了日前の早期に移転先を決定

- ・ 社会教育課案は庁内調整も整っておらず、独自で見出す

③ 立ち退き時期 次の理由により延長を依頼する

- ・ 事前準備しても、年度末開始時期で繁忙期にある
- ・ 引越時期で業者も繁忙で予定どろりにいかない、割り増し料金時期である
- ・ 団体総会前にあたり、事務処理等円滑な運営が難しい
- ・ 貸会議室事業を提示した後に備品片付けが必要となる
- ・ 財団は、施設経費精算、契約解除、行政機関等の事務処理が必要
- ・ 活動資料の整理、事務機器等の使用や手続きがありこの時期に一挙に移転

(7) 移転先の見通し及び各団体の状況

移転計画案

① 静岡市の 2026 年度末で閉校する小学校跡地計画への参画

② 静岡市元職員住宅の跡地への移転

③ その他民間施設の借用

(8) 入居団体の移転計画状況

(9) その他 閉館セレモニー・移転作業の実施について

4, 寄附に関する事項	該当なし（会館活動後援会扱いを除く）
5, 借入金に関する事項	該当なし
6, 教育委員会の指示に関する事項	青少年会館貸付期間満了及び終了通知
7, その他重要事項	該当なし